

投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2025年8月19日

グローバルESGバランスファンド

(為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし)
年2回決算型 / 隔月分配型
愛称：ブルー・アース

グローバルESGバランスファンド (為替ヘッジあり) 年2回決算型
グローバルESGバランスファンド (為替ヘッジなし) 年2回決算型
グローバルESGバランスファンド (為替ヘッジあり) 隔月分配型
グローバルESGバランスファンド (為替ヘッジなし) 隔月分配型

追加型投信 / 内外 / 資産複合

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

ファンド名	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
(為替ヘッジあり) 年2回決算型	追加型	内外	資産複合
(為替ヘッジなし) 年2回決算型			
(為替ヘッジあり) 隔月分配型			
(為替ヘッジなし) 隔月分配型			

ファンド名	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
(為替ヘッジあり) 年2回決算型	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信) 資産配分固定型))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ(高位))
(為替ヘッジなし) 年2回決算型					なし
(為替ヘッジあり) 隔月分配型		年6回 (隔月)			あり (部分ヘッジ(高位))
(為替ヘッジなし) 隔月分配型					なし

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>)
でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2025年6月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：63兆9010億円（2025年5月30日現在）

この目論見書により行なうグローバルESGバランスファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月17日に関東財務局長に提出しており、2025年2月18日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

ファンドは、ESG※を投資対象選定の主要な要素としており、「ファンドの目的・特色」にその詳細を記載しています。

※ ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

■ ファンドの目的

信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

■ ファンドの特色

主要投資対象

世界各国（新興国を含みます。）の株式※¹、先進国の企業（金融機関を含みます。）が発行する米ドル建ての社債等※²、米ドル建ての新興国国債等※³、世界各国（新興国を含みます。）の不動産関連有価証券※⁴を実質的な主要投資対象※⁵とします。

※ 1 DR（預託証券）を含みます。DRはDepositary Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※ 2 期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（ハイブリッド証券）を含みます。

※ 3 国債、政府保証債、政府機関債等を含みます。

※ 4 世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）および不動産ローン担保証券等に投資するモーゲージREIT等（総称して「REIT」といいます。）ならびに不動産に関連する株式およびETFをいいます。

※ 5 「実質的な主要投資対象」とは、「ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド」、「米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド」、「米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド」、「ACI ESGグローバルREIT マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

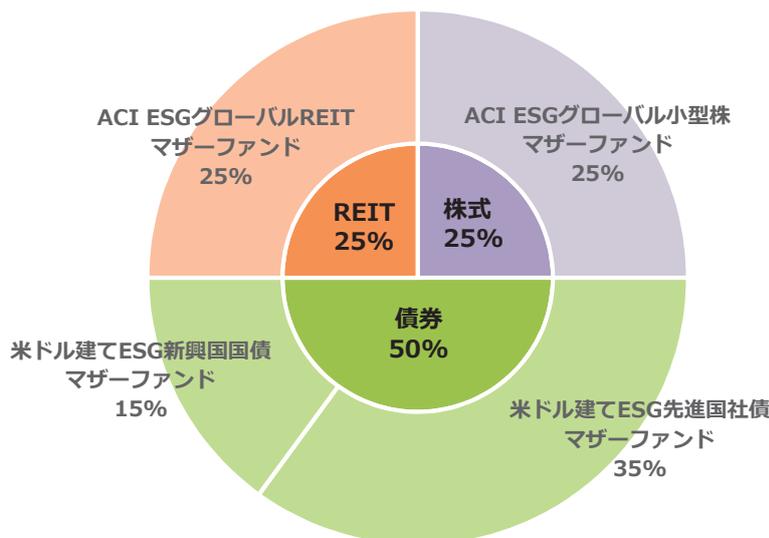


ファンドの目的・特色

投資方針

「グローバルESGバランスファンド」は、分配頻度、為替ヘッジの有無の異なる、4本のファンドで構成されています。

- 各マザーファンドの運用にあたっては、ESGの観点から投資する銘柄を決定します。なお、各マザーファンドへの投資比率は以下を基本とします。



■ ファンドにおける銘柄選定 ■

原則としてファンドが組み入れる各マザーファンドは、投資対象銘柄のESG特性を銘柄選定の主要な要素とします。

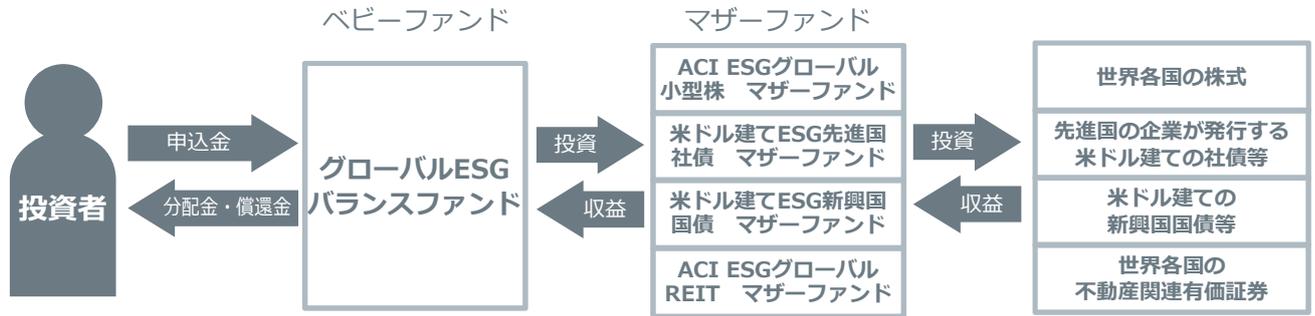
* 投資対象銘柄のESG特性を考慮してポートフォリオ構築を行なう際の制約要因やリスクについては「投資リスク」をご参照ください。

- 「為替ヘッジあり」においては、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによっても為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行なわない場合があります。
- 「為替ヘッジなし」においては、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め実質的に活用する場合があります。



ファンドの目的・特色

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

「ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド」について

- ・信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
- ・世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
- ・組入銘柄の選定にあたっては、小型株のうち成長の持続性や株価バリュエーション等に着眼した分析で上位に位置する銘柄に対し、ESG等の観点も加えた綿密なファンダメンタルズ分析を行ないます。
- ・効率的な運用を行なうため、ETFを活用する場合があります。
- ・株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

■ ESGスコアの活用 ■

マザーファンドは、ACIのESGリサーチ・フレームに基づき、投資対象銘柄のESG特性を評価の上ESGスコアが相対的に高い銘柄を中心に投資を行ないます。また、ESGスコアの改善が見込まれるものの足元のESGスコアが相対的に低い銘柄（以下、「ESGスコア改善トレンド銘柄」と言います。）にも投資します。ESGスコア改善トレンド銘柄にはエンゲージメントを行ないそのESG特性の向上に努めます。ACIのESGリサーチ・フレームは後述をご参照ください。

■ 特定銘柄の除外 ■

国際的な規範から大きく外れる銘柄や、兵器に関連する銘柄への投資は行ないません。

■ マザーファンドにおける銘柄選定 ■

原則としてマザーファンドは、投資対象銘柄のESG特性を銘柄選定の主要な要素とし、組み入れるすべての銘柄はESG特性を重視して選定されます。

* 投資対象銘柄のESG特性を考慮してポートフォリオ構築を行なう際の制約要因やリスクについては「投資リスク」をご参照ください。



ファンドの目的・特色

■投資プロセス■

運用プロセスに「ネガティブ・スクリーニング」と「ESGインテグレーション」を組み入れ、ESG分析による成長の持続性を確認し、株価のダウンサイドリスクを抑制して銘柄を選定します。

世界各国（新興国を含みます。）の
小型株銘柄



投資アイデアの創出

成長の加速とファンダメンタルズの改善を
示す企業を特定



ファンダメンタルズ分析



ポートフォリオ

銘柄分析の4つの基準：ISGV

- ・ Inflection : 変曲点の早期特定
- ・ Sustainable : 持続性の確認
 - ↳ ESG分析の導入
 - ・ ネガティブ・スクリーニング
 - ・ ESGインテグレーション
- ・ Gap : 市場コンセンサスとの乖離
- ・ Valuation : 割高感チェック

※上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。



ファンドの目的・特色

「米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド」について

- ・インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。
- ・先進国の企業（金融機関を含みます。）が発行する米ドル建ての社債等（期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（ハイブリッド証券）を含みます。）（「米ドル建て先進国社債等」といいます。）を主要投資対象とします。
- ・ポートフォリオの構築にあたっては、投資時点においてBBB格相当以上の格付（格付のない場合には委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）が付与されている米ドル建て先進国社債等の中から、環境問題への取り組み等に関する分析に基づき、クレジッタナリストによる定性評価、ESG評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資対象銘柄を決定します。
※格付は、S&P、Moody'sおよびFitchのいずれかの格付が付与されている場合、最も高い格付を基準とします。
- ・市場環境、流動性等を勘案して、米国国債等にも投資する場合があります。なお、米国国債等については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。
- ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として概ね6年～10年程度に維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託会社が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。
※投資対象となる公社債等のデュレーションには、初回コール償還日が存在する場合は、当該日付までのデュレーションを使用します。
- ・ポートフォリオの平均格付は、原則としてBBB格相当以上とします。
- ・銀行が発行する債券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

■ ESGスコアの活用 ■

マザーファンドでは、野村アセットマネジメント独自のESGスコアである「環境スコア」と「気候変動リスクスコア」を活用して、企業の環境に与える影響度合いおよび気候変動等による企業のリスクを評価します。投資対象となる銘柄群における「環境スコア」と「気候変動リスクスコア」がそれぞれ下位30%に属する銘柄には投資を行ないません。

■ マザーファンドにおける銘柄選定 ■

原則としてマザーファンドは、投資対象銘柄のESG特性を銘柄選定の主要な要素とし、組み入れるすべての銘柄はESG特性を重視して選定されます。

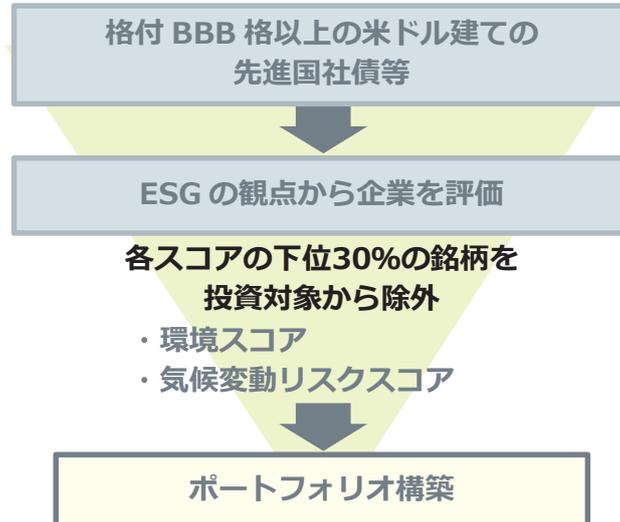
* 投資対象銘柄のESG特性を考慮してポートフォリオ構築を行なう際の制約要因やリスクについては「投資リスク」をご参照ください。



ファンドの目的・特色

■投資プロセス■

投資対象となる企業や国の環境問題への取り組み等をスコア化して、評価の低い銘柄を除外する仕組み（ネガティブ・スクリーニング）を、運用プロセスに組み入れています。クレジットアナリストによる定性評価やファンダメンタルズ分析、ESG評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資銘柄を選定します。



※上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。



ファンドの目的・特色

「米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド」について

- ・ 安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。
- ・ 米ドル建ての新興国国債等（国債、政府保証債、政府機関債等を含みます。）を主要投資対象とします。
- ・ ポートフォリオの構築にあたっては、投資時点においてB格相当以上の格付（格付のない場合には委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）が付与されている米ドル建ての新興国国債等の中から、環境問題への取り組み等に関する分析に基づき、ファンダメンタルズ分析、ESG評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資対象銘柄を決定します。
※格付は、S&P、Moody'sのいずれかの格付が付与されている場合、最も高い格付を基準とします。
- ・ 市場環境、流動性等を勘案して、米国国債にも投資する場合があります。なお、米国国債については、格付に関わらず投資を行なえるものとしします。
- ・ ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として概ね6年～10年程度に維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託会社が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。
- ・ ポートフォリオの平均格付は、原則としてB格相当以上とします。
- ・ 国債等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

■ ESGスコアの活用 ■

マザーファンドでは、野村アセットマネジメント独自のESGスコアである「環境スコア」と「政策持続性スコア」を活用して、銘柄の絞り込みを行ないます。投資対象となる銘柄群における「環境スコア」と「政策持続性スコア」がそれぞれ下位30%に属する銘柄には投資を行ないません。

■ マザーファンドにおける銘柄選定 ■

原則としてマザーファンドは、投資対象銘柄のESG特性を銘柄選定の主要な要素とし、組み入れるすべての銘柄はESG特性を重視して選定されます。

* 投資対象銘柄のESG特性を考慮してポートフォリオ構築を行なう際の制約要因やリスクについては「投資リスク」をご参照ください。



ファンドの目的・特色

■投資プロセス■

投資対象となる企業や国の環境問題への取り組み等をスコア化して、評価の低い銘柄を除外する仕組み（ネガティブ・スクリーニング）を、運用プロセスに組み入れています。クレジットアナリストによる定性評価やファンダメンタルズ分析、ESG評価、信用力、利回り水準等を勘案して投資銘柄を選定します。

格付 B 格以上の米ドル建ての新興国国債等



ESG の観点から国や政府系機関を評価

各スコアの下位30%の銘柄を
投資対象から除外

- ・環境スコア
- ・政策持続性スコア



ポートフォリオ構築

※上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。



ファンドの目的・特色

「ACI ESGグローバルREIT マザーファンド」について

- ・ 高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。
- ・ 世界各国（新興国を含みます。）の不動産関連有価証券を主要投資対象とします。
- ・ REITへの投資にあたっては、サステナブル（持続的成長）テーマに着目し、成長力の高いグローバル・リートに投資を行ないます。
- ・ 組入銘柄の選定にあたっては、世界各投資対象地域の経済、為替相場、不動産市場の見通しに基づくトップダウン・アプローチによる各投資対象地域への配分と、配当水準、配当性向、配当成長を評価するための精緻なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選定を組み合わせ、ポートフォリオを構築します。個別銘柄の分析にあたってはESGの観点も加え、独自のESGテーマに沿った銘柄のみを投資候補銘柄とします。
- ・ 株式への投資にあたっては、REITが転換したものまたはその性質がREITに類するもの、あるいは不動産事業に関連するビジネスを行なっている企業の株式に限るものとします。
- ・ 効率的な運用を行なうため、不動産に関連するETFを活用する場合があります。
- ・ REITの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

■ サステナブル（持続的成長）テーマ投資 ■

マザーファンドでは、「持続可能な生活」、「ヘルスケア」、「デジタルイノベーション」および「気候変動への対応」の4つのサステナブルテーマのいずれかに適合する銘柄に投資することを基本とします。

■ マザーファンドにおける銘柄選定 ■

原則としてマザーファンドは、投資対象銘柄のESG特性を銘柄選定の主要な要素とし、組み入れるすべての銘柄はESG特性を重視して選定されます。

* 投資対象銘柄のESG特性を考慮してポートフォリオ構築を行なう際の制約要因やリスクについては「投資リスク」をご参照ください。



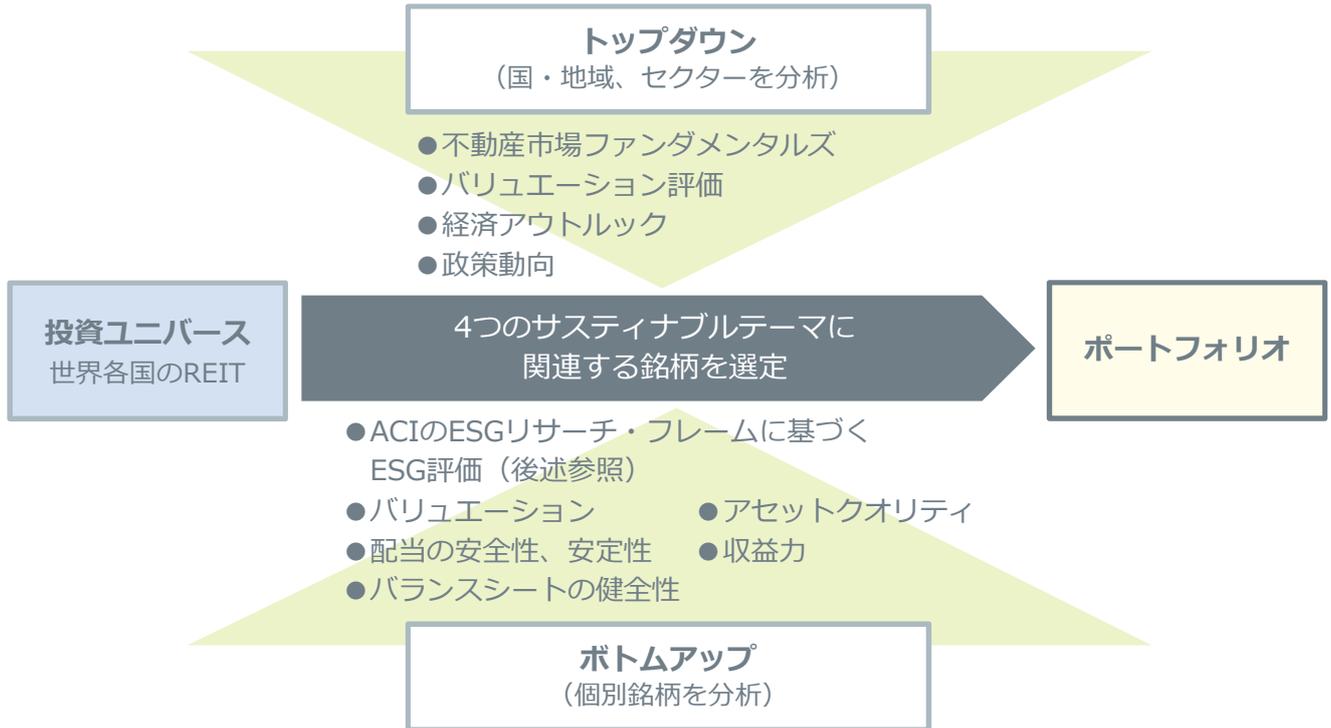
ファンドの目的・特色

■投資プロセス■

ファンド独自の4つのサステナブル（持続的成長）テーマに関連する銘柄を選定後、トップダウン・アプローチによる国・地域・セクター分析^{※1}と、ボトムアップ・アプローチによるESG評価を含む個別銘柄分析^{※2}を行ない、投資銘柄を選定します。

※1 世界各投資対象地域の経済、政策動向、為替相場、不動産市場の見通しなどを含みます。

※2 バリュエーション、アセットクオリティ、配当の安全性・安定性、収益力、バランスシートの健全性などを含みます。



※上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。



ファンドの目的・特色

ACIのESGリサーチ・フレーム（ACI ESGグローバル小型株 マザーファンドおよびACI ESGグローバルREIT マザーファンド）

個別企業の評価については、独自のツールを用いてESGに関するリスクを定量的に評価するとともに、企業の開示情報を分析することで定性的にも評価します。最終的に、E・S・Gの評価を企業が所属するセクターごとに規定されているウェイトを乗じて足し合わせることで、3段階の「ESGシグナル」が付与されます。加えてその変化についても3段階の評価「ESGトレンド」として付与されます。

個別企業の評価事例

		ESGシグナル	ESGトレンド
総合評価		オーバーウェイト	安定
E（環境）	40%	オーバーウェイト	ポジティブ
S（社会）	15%	オーバーウェイト	ポジティブ
G（ガバナンス）	45%	オーバーウェイト	安定

E・S・Gの各ウェイトは所属するセクターにより異なります。

ESGシグナル	ESGトレンド
ESGに関するリスクを、 <ul style="list-style-type: none"> ・ オーバーウェイト（同業他社を上回っている） ・ マーケットウェイト（セクター平均） ・ アンダーウェイト（同業他社を下回っている） の3段階で評価します。	企業のESGプロファイルが過去3年間で改善した、または、改善するかを予測し、 <ul style="list-style-type: none"> ・ ポジティブ（改善している） ・ 安定（改善も悪化もしていない） ・ ネガティブ（悪化している） の3段階で評価します。

（出所）ACI提供資料より野村アセットマネジメント作成



ファンドの目的・特色

■ スチュワードシップ方針 ■

<米ドル建てESG先進国社債 マザーファンドおよび米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド>

各マザーファンドでは、ESG課題を持つと考える債券の発行体に対して、課題解決に向けた提案を実施していきます。

野村アセットマネジメントは日本版スチュワードシップ・コードに署名しており、2011年には国連責任投資原則にも署名しています。また、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドはUK Stewardship Codeに準拠した運営を行なっています。

野村アセットマネジメントのスチュワードシップ方針およびノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドのエンゲージメント方針の詳細は、以下のサイトにアクセスいただくとご覧いただけます。

* 野村アセットマネジメントのスチュワードシップ方針（「運用における責任投資の基本方針」）

https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/responsibility_investment/basicpolicy.html



* ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドのエンゲージメント方針

以下のサイト（「野村アセットマネジメントの責任投資」）より、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドのサイト（英語）にアクセスいただくとご覧いただけます。

<https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/#namuk>



<ACI ESGグローバル小型株 マザーファンドおよびACI ESGグローバルREIT マザーファンド>

各マザーファンドでは、議決権行使とエンゲージメント（対話）を通じて、投資先企業の企業価値向上に資する、長期的な株主利益を尊重した経営を行なうよう求めます。

野村アセットマネジメントが議決権行使を担当し、アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インクがエンゲージメントを担当します。

* アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インクのエンゲージメント方針の詳細は、以下のサイト（「野村アセットマネジメントの主なESGファンド」）内、「外部委託ファンドのスチュワードシップ方針」にある「グローバルESGバランスファンド」の「スチュワードシップの方針はこちら」より、アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インクのサイトにアクセスいただくとご覧いただけます。

<https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/esg-integration/esglineup.html#esglineup4>





ファンドの目的・特色

スイッチング

「グローバルESGバランスファンド」を構成するファンド間でスイッチングができます。
(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

運用の権限の委託

各マザーファンドの運用にあたっては、それぞれ以下の委託先に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

	ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド	ACI ESGグローバルREIT マザーファンド
委託する範囲	株式等の運用の一部	不動産関連有価証券等の運用の一部
委託先名称	アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク (American Century Investment Management, Inc.)	
委託先所在地	米国 ミズーリ州 カンザスシティ市	

	米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド	米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド
委託する範囲	公社債等（ハイブリッド証券を含みます。）の運用の一部	国債等の運用の一部
委託先名称	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド (NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED)	
委託先所在地	英国 ロンドン市	

主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。なお、デリバティブ取引は実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で実質的に行ないます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

分配の方針

■年2回決算型

原則、毎年5月および11月の18日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



■隔月分配型

原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の18日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。



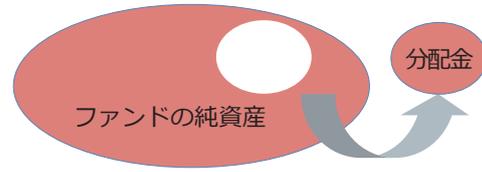
* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



ファンドの目的・特色

◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

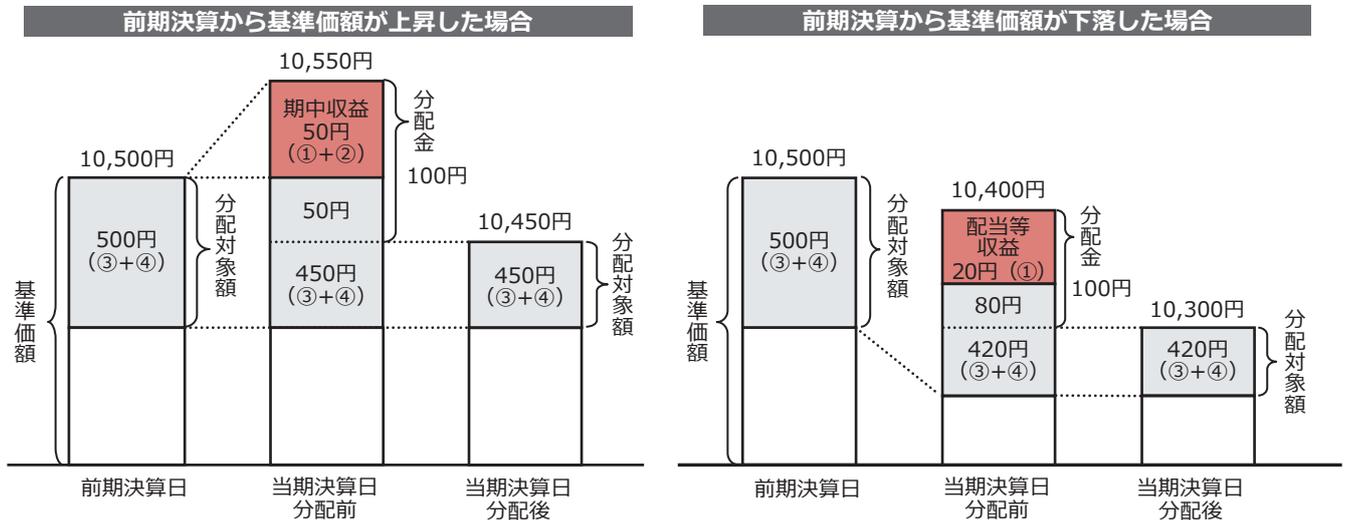


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

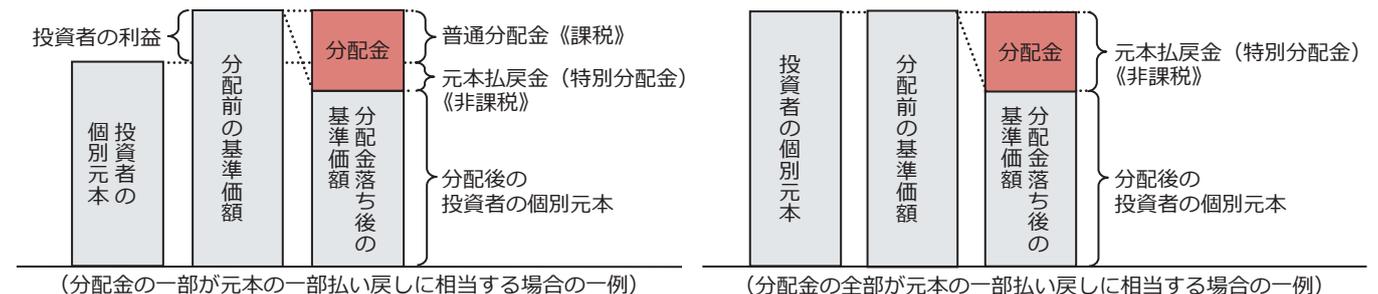
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。 (普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。)
元本払戻金 (特別分配金)	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金 (特別分配金) となります。

◆投資者が元本払戻金 (特別分配金) を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金 (特別分配金) を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式等に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特に新興国の株式等の価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。またファンドは、小型株を中心に実質的に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。
REITの 価格変動リスク	REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特に新興国のREITの価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、モーゲージREITについては、組入れている不動産ローン担保証券等の価格変動や、組入れている証券を裏付けにしたレバレッジ運用の影響により、一般的なREITに比べ、価格が大きく変動する可能性が高いと想定されます。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特に新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ハイブリッド証券については、一般的に、繰上償還条項が設定されているため、発行体の企業業績、市況動向、制度変更等の事情により、価格が大きく変動する可能性が高いと想定されます。
為替変動リスク	「(為替ヘッジなし) 年2回決算型」および「(為替ヘッジなし) 隔月分配型」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。 「(為替ヘッジあり) 年2回決算型」および「(為替ヘッジあり) 隔月分配型」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。なお、一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行わない場合があります、為替変動の影響を直接的に受けることとなります。



投資リスク

ESG投資に関する リスク

ファンドは、実質的に投資対象銘柄のESG特性を重視してポートフォリオの構築を行ないますので、各投資対象資産の市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い銘柄に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



投資リスク

■ その他の留意点

◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- ファンドが実質的に定める、投資対象銘柄のESG特性の基準を満たす銘柄数が著しく減少するなどの場合においては、ポートフォリオの構築プロセスに沿った運用ができなくなる可能性があり、想定するパフォーマンスとは異なるものとなる場合があります。また、目標とするESG特性の基準を満たせない場合があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。
- ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

- ハイブリッド証券の弁済順位は、一般的に株式に優位し普通社債に劣後するため、発行体の破綻時における弁済順位が普通社債等優先される債務に対して後順位となります。
- ハイブリッド証券には、設定された繰上償還が実施されなかった場合に利息や配当が変動になる性質を持つもの等があり、ファンドはそれらにも投資を行ないません。
- 今後、ハイブリッド証券市場において制度変更や新たな規制の導入がある場合には、対象市場が著しく縮小する可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

- ファンドは、大型株に比べ相対的に市場の流動性が低い小型株を中心に実質的に投資を行ないませんので、ファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に証券を売買できない場合があります。
- ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受け付けを取り消す場合があります。



投資リスク

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

● パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

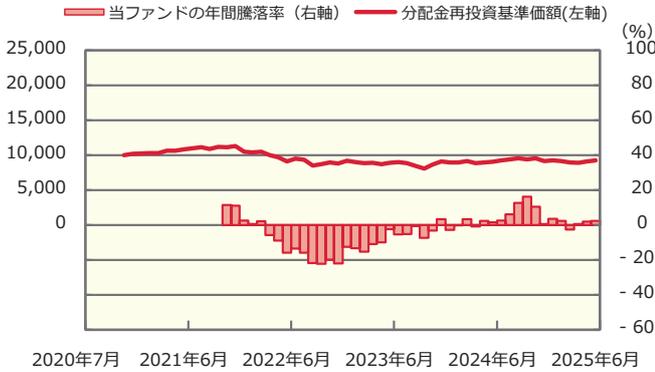


投資リスク

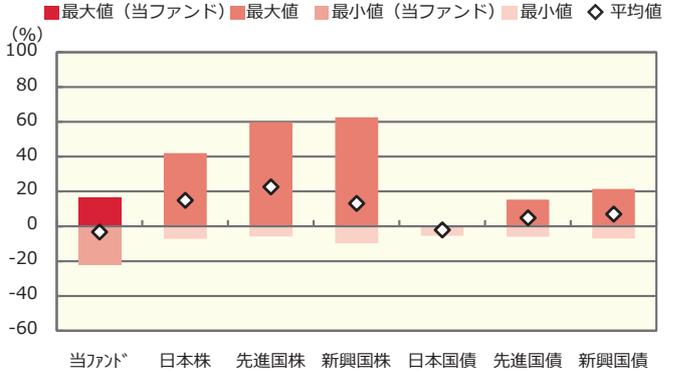
■ リスクの定量的比較 (2020年7月末～2025年6月末：月次)

■ (為替ヘッジあり) 年2回決算型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



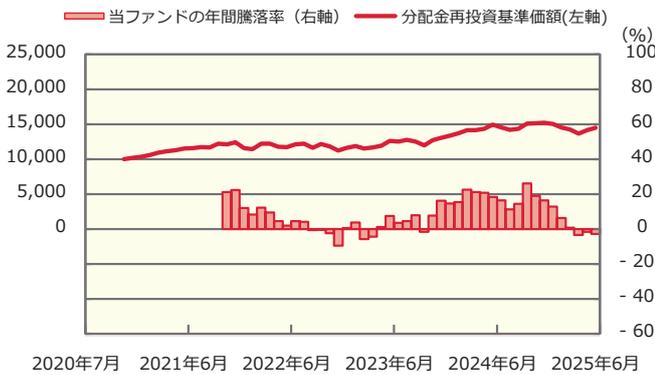
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	16.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 22.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	△ 3.2	15.0	22.7	13.2	△ 2.1	4.9	7.1

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
 * 年間騰落率は、2021年11月から2025年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

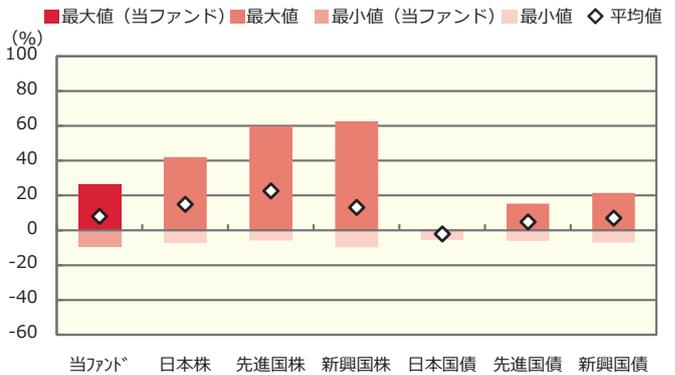
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2020年7月から2025年6月の5年間（当ファンドは2021年11月から2025年6月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ (為替ヘッジなし) 年2回決算型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	26.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 9.5	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	8.1	15.0	22.7	13.2	△ 2.1	4.9	7.1

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
 * 年間騰落率は、2021年11月から2025年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

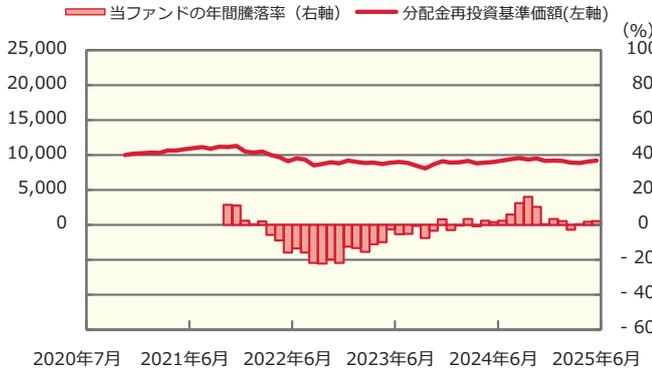
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2020年7月から2025年6月の5年間（当ファンドは2021年11月から2025年6月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



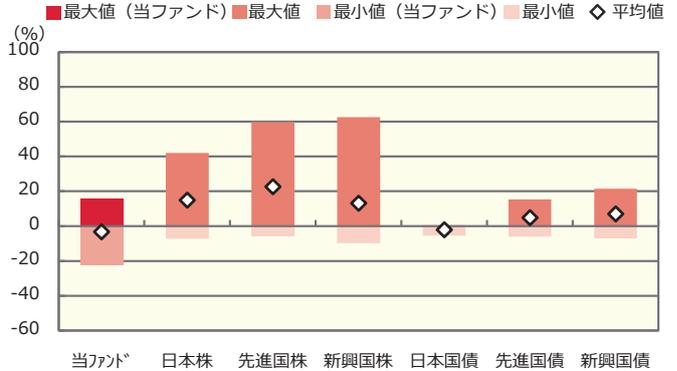
投資リスク

【(為替ヘッジあり) 隔月分配型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



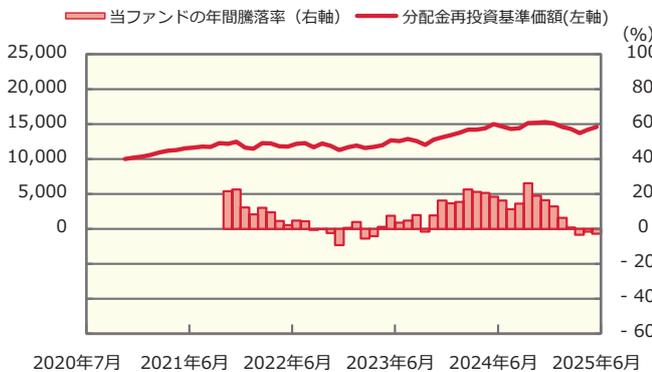
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	16.0	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 22.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	△ 3.3	15.0	22.7	13.2	△ 2.1	4.9	7.1

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2021年11月から2025年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

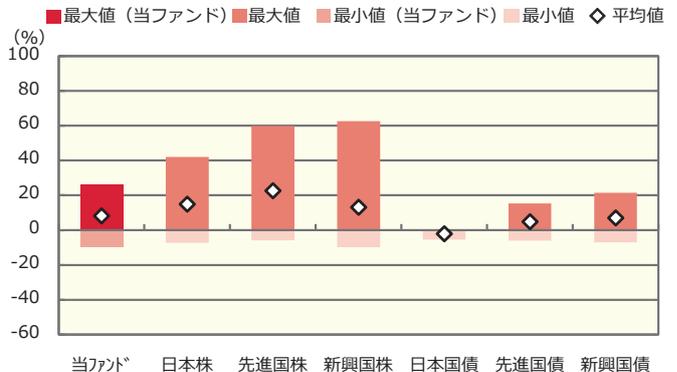
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年7月から2025年6月の5年間（当ファンドは2021年11月から2025年6月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

【(為替ヘッジなし) 隔月分配型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	26.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 9.4	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	8.2	15.0	22.7	13.2	△ 2.1	4.9	7.1

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2021年11月から2025年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年7月から2025年6月の5年間（当ファンドは2021年11月から2025年6月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



投資リスク

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPPI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

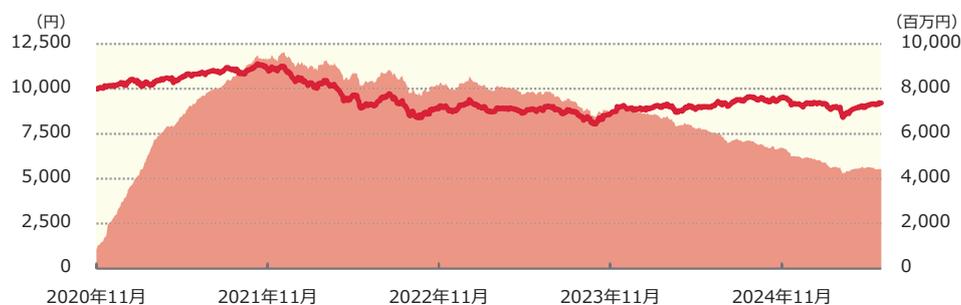


運用実績 (2025年6月30日現在)

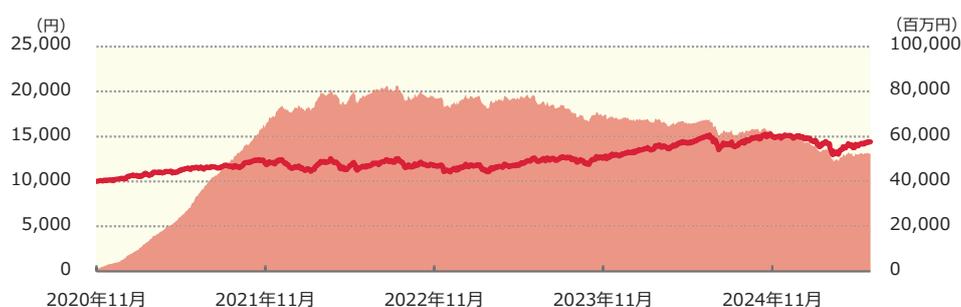
■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) — 純資産総額 (右軸)

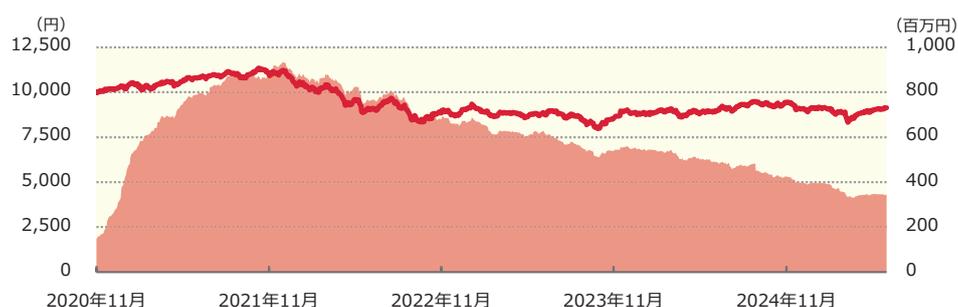
■ (為替ヘッジあり) 年2回決算型



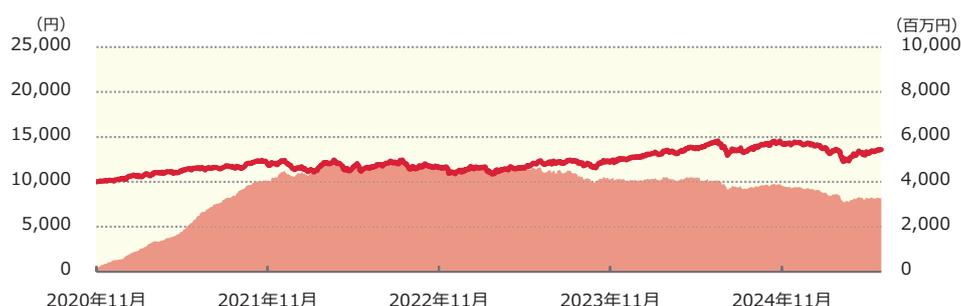
■ (為替ヘッジなし) 年2回決算型



■ (為替ヘッジあり) 隔月分配型



■ (為替ヘッジなし) 隔月分配型



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ (為替ヘッジあり) 年2回決算型

2025年5月	0 円
2024年11月	0 円
2024年5月	0 円
2023年11月	0 円
2023年5月	0 円
設定来累計	20 円

■ (為替ヘッジなし) 年2回決算型

2025年5月	10 円
2024年11月	10 円
2024年5月	10 円
2023年11月	10 円
2023年5月	10 円
設定来累計	90 円

■ (為替ヘッジあり) 隔月分配型

2025年5月	0 円
2025年3月	0 円
2025年1月	0 円
2024年11月	0 円
2024年9月	0 円
直近1年間累計	0 円
設定来累計	80 円

■ (為替ヘッジなし) 隔月分配型

2025年5月	45 円
2025年3月	40 円
2025年1月	45 円
2024年11月	45 円
2024年9月	40 円
直近1年間累計	265 円
設定来累計	870 円



運用実績 (2025年6月30日現在)

■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

	投資比率 (%)			
	(為替ヘッジあり) 年2回決算型	(為替ヘッジなし) 年2回決算型	(為替ヘッジあり) 隔月分配型	(為替ヘッジなし) 隔月分配型
A C I ESGグローバル小型株 マザーファンド	25.0	25.2	25.0	25.2
米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド	34.2	34.5	34.2	34.5
米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド	14.7	14.8	14.7	14.8
A C I ESGグローバルREIT マザーファンド	24.1	24.4	24.2	24.4

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

・「A C I ESGグローバル小型株 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)			
			(為替ヘッジあり) 年2回決算型	(為替ヘッジなし) 年2回決算型	(為替ヘッジあり) 隔月分配型	(為替ヘッジなし) 隔月分配型
1	アシックス	その他製品	0.4	0.4	0.4	0.4
2	良品計画	小売業	0.4	0.4	0.4	0.4
3	AUTO1 GROUP SE	専門小売り	0.4	0.4	0.4	0.4
4	BPER BANCA	銀行	0.4	0.4	0.4	0.4
5	ATI INC	航空宇宙・防衛	0.3	0.3	0.3	0.3

・「米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)			
			(為替ヘッジあり) 年2回決算型	(為替ヘッジなし) 年2回決算型	(為替ヘッジあり) 隔月分配型	(為替ヘッジなし) 隔月分配型
1	AES CORP/THE	社債券	0.9	1.0	0.9	1.0
2	AVANGRID INC	社債券	0.9	0.9	0.9	0.9
3	E.ON INTL FINANCE BV	社債券	0.8	0.8	0.8	0.8
4	EDP FINANCE BV	社債券	0.8	0.8	0.8	0.8
5	TJX COS INC	社債券	0.8	0.8	0.8	0.8

・「米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)			
			(為替ヘッジあり) 年2回決算型	(為替ヘッジなし) 年2回決算型	(為替ヘッジあり) 隔月分配型	(為替ヘッジなし) 隔月分配型
1	ABU DHABI GOVT INT'L	国債証券	0.7	0.7	0.7	0.7
2	REPUBLIC OF PANAMA	国債証券	0.7	0.7	0.7	0.7
3	REPUBLIC OF HUNGARY	国債証券	0.6	0.6	0.6	0.6
4	PERU GLOBAL	国債証券	0.6	0.6	0.6	0.6
5	STATE OF QATAR	国債証券	0.5	0.5	0.5	0.5

・「A C I ESGグローバルREIT マザーファンド」を通じての投資銘柄

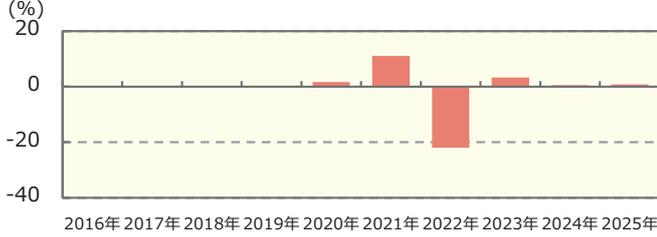
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)			
			(為替ヘッジあり) 年2回決算型	(為替ヘッジなし) 年2回決算型	(為替ヘッジあり) 隔月分配型	(為替ヘッジなし) 隔月分配型
1	WELLTOWER INC	投資証券	1.6	1.7	1.6	1.7
2	PROLOGIS INC	投資証券	1.5	1.6	1.6	1.6
3	EQUINIX INC	投資証券	1.2	1.2	1.2	1.3
4	GOODMAN GROUP	投資証券	1.0	1.0	1.0	1.1
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	1.0	1.0	1.0	1.0



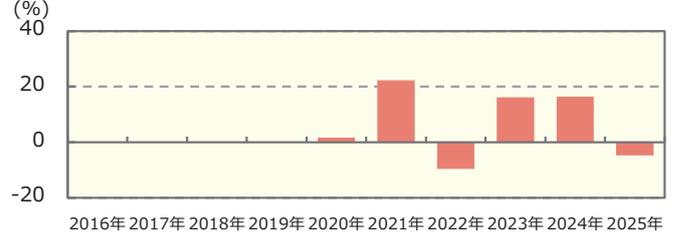
運用実績 (2025年6月30日現在)

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)

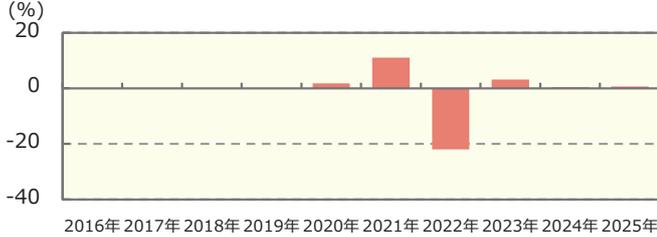
■ (為替ヘッジあり) 年2回決算型



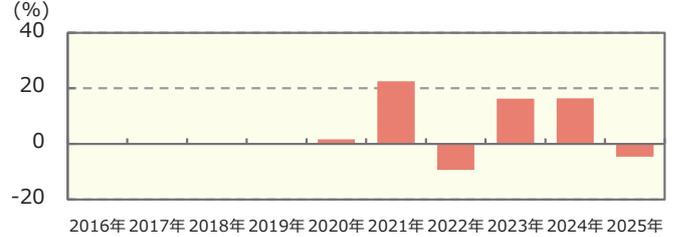
■ (為替ヘッジなし) 年2回決算型



■ (為替ヘッジあり) 隔月分配型



■ (為替ヘッジなし) 隔月分配型



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2020年は設定日（2020年11月30日）から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	1口単位または1円単位（当初元本1口＝1円）
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 （販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
購入の申込期間	2025年2月18日から2026年2月17日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
スイッチング	「グローバルESGバランスファンド」を構成するファンド間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 （販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。 ・ニューヨークの銀行 ・ロンドンの銀行 ・ニューヨーク証券取引所
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2020年11月30日設定）
繰上償還	各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	・年2回決算型：原則、毎年5月および11月の18日（休業日の場合は翌営業日） ・隔月分配型：原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の18日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	・年2回決算型：年2回の決算時に分配を行いません。（再投資可能） ・隔月分配型：年6回の決算時に分配を行いません。（再投資可能）
信託金の限度額	各ファンドにつき、1兆5000億円



手続・手数料等

公 告	原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	5月、11月のファンドの決算時、償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 * 上記は2025年6月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																								
購入時手数料	購入価額に <u>3.3% (税抜3.0%)</u> 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。																							
信託財産留保額	換金時に、基準価額に <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。																							
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																								
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年1.705% (税抜年1.55%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払先の配分 (税抜)</td> <td>委託会社 ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</td> <td>年0.75%</td> </tr> <tr> <td>販売会社 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等</td> <td>年0.75%</td> </tr> <tr> <td>受託会社 ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等</td> <td>年0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【運用の委託先の報酬】 マザーファンド(※1)の運用の委託先である(※2)が受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年5月および11月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、マザーファンドの平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に以下の率(※3)を乗じて得た額とします。 (注) 上記の文中※1、※2、※3については、下記の表よりそれぞれあてはめてお読みください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>※1</th> <th>※2</th> <th>※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド</td> <td rowspan="2">アメリカン・センチュリー・ インベストメント・ マネジメント・インク</td> <td>年0.700%</td> </tr> <tr> <td>ACI ESGグローバルREIT マザーファンド</td> <td>年0.450%</td> </tr> <tr> <td>米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド</td> <td rowspan="2">ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド</td> <td>年0.435%</td> </tr> <tr> <td>米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド</td> <td>年0.170%</td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬率		年1.705% (税抜年1.55%)	支払先の配分 (税抜)	委託会社 ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.75%	販売会社 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.75%	受託会社 ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.05%	※1	※2	※3	ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド	アメリカン・センチュリー・ インベストメント・ マネジメント・インク	年0.700%	ACI ESGグローバルREIT マザーファンド	年0.450%	米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド	ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド	年0.435%	米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド	年0.170%
	信託報酬率		年1.705% (税抜年1.55%)																					
	支払先の配分 (税抜)	委託会社 ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.75%																					
		販売会社 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.75%																					
受託会社 ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等		年0.05%																						
※1	※2	※3																						
ACI ESGグローバル小型株 マザーファンド	アメリカン・センチュリー・ インベストメント・ マネジメント・インク	年0.700%																						
ACI ESGグローバルREIT マザーファンド		年0.450%																						
米ドル建てESG先進国社債 マザーファンド	ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド	年0.435%																						
米ドル建てESG新興国国債 マザーファンド		年0.170%																						
その他の費用・ 手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 外貨建資産の保管等に要する費用 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 <p style="text-align: right;">等</p>																							



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 上記は2025年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
（為替ヘッジあり）年2 回決算型	1.72	1.69	0.03
（為替ヘッジなし）年2 回決算型	1.71	1.69	0.02
（為替ヘッジあり）隔月 分配型	1.89	1.69	0.20
（為替ヘッジなし）隔月 分配型	1.71	1.69	0.02

（2024年11月19日～2025年5月19日）

* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

* 各比率は、年率換算した値です。

* マザーファンドが支払った費用を含みます。

* その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。

* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



追加的記載事項

- ファンドの名称について
全てのファンドを総称して「グローバルESGバランスファンド」という場合があります。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

